

地域一体となった観光の利便性向上事業

業務仕様書

委託期間 契約日～令和9年2月5日

令和8年8月

兵庫県洲本市

1. 業務名

地域一体となった観光の利便性向上事業

2. 業務の趣旨・目的

洲本市では、洲本温泉街を中心とした観光客の来訪があり、淡路島全体での観光客数増加に伴い、今後さらに観光を中心とした来訪者数の増加が期待されている。一方で、オーバーツーリズムへの対応や公共交通の利便性向上、観光振興財源の確保など、持続可能な観光地域づくりに向けた取組が求められている。

本業務では、観光振興に係る財源確保のあり方について検討するため、宿泊税に関する事例調査や宿泊事業者への意向調査等を実施し、宿泊税制度の必要性や制度設計の方向性、期待される効果及び課題について整理する。また、その結果を今後の政策判断に必要な基礎資料として取りまとめるとともに、住民や宿泊事業者等への説明資料として活用できる内容とする。

あわせて、高速バス交通の拠点である洲本インターチェンジ（以下 洲本 IC）周辺について利用実態や課題を把握し、交通結節点としての機能強化に向けた方向性を整理する。

さらに、これらの取組について地域内の観光事業者等との情報共有及び意見交換を図るため、地域協議会の開催を支援することにより、地域が一体となった観光地域づくりの推進を図ることを目的とする。

3. 業務内容

（1）宿泊税に関する調査・分析及び検討支援

淡路島全体で大部分が日帰り観光客である一方、洲本市は宿泊客の割合が高く、洲本温泉を中心に宿泊型観光が定着している。本業務では、観光振興財源のあり方について検討するため、宿泊税制度に関する調査及び分析を実施する。

① 宿泊税制度に関する事例調査

宿泊税を導入している自治体及び導入を検討した自治体の事例を調査すること。調査にあたっては、洲本市と人口規模や観光特性が類似する自治体を選定し、3自治体程度を対象にヒアリング調査を実施すること。

調査結果については、制度導入の背景や目的、制度内容、税率や課税方式、税收使途、関係者との合意形成の進め方、運用上の課題及び導入効果等を整理すること。

② 宿泊事業者等意向調査

洲本市内の宿泊事業者等を対象としてアンケート調査等を実施すること。調査対象や調査方法については市と協議のうえ決定するものとする。

また、必要に応じてヒアリング調査を実施し、宿泊税制度に対する認識や意向、想定される事務負担、税收使途に関する考え方、制度導入に対する懸念事項等を把握すること。

調査結果については定量的及び定性的な分析を行い、制度検討における判断材料として整理する

こと。

③ 宿泊税制度に関する分析・論点整理

事例調査及び意向調査の結果を踏まえ、宿泊税制度の必要性や制度設計の方向性について整理すること。

洲本市の宿泊実績及び将来需要を踏まえ、複数の課税方式及び税率設定について税収試算を行うこと。また、徴収経費等を考慮した実質的な財源効果について整理すること。

また、宿泊税導入による効果やメリットだけでなく、宿泊需要への影響、宿泊事業者の事務負担、徴収コスト等の課題やデメリットについても整理するとともに、宿泊税を導入しない場合に想定される課題についても整理すること。

さらに、導入した場合の税収の活用方法について、地域住民及び事業者への説明に活用できるよう、市民ニーズや観光施策の方向性を踏まえて整理すること。

④ 検討資料の作成

上記調査及び分析結果を踏まえ、宿泊税制度の必要性、制度設計の選択肢、想定される効果及び課題等を整理し、今後の政策判断に活用できる基礎資料を作成すること。

(2) 洲本 IC 周辺機能強化に向けた調査・検討

洲本 IC バス停は、大阪・神戸方面及び四国方面を結ぶ洲本市の主要な交通結節点の一つであり、通勤・通学利用に加え観光利用の増加も期待される。

一方で、送迎車両による安全面の課題や待合環境の不足、多言語対応を含む観光案内機能の不足などが課題となっている。本業務では、洲本 IC 周辺の機能強化に向けた調査及び分析を実施する。

① バス停利用者調査

洲本 IC バス停利用者を対象とした利用実態調査を実施すること。

調査では、利用目的、利用頻度、アクセス手段、送迎利用の状況、待合環境に対する評価、必要とされる機能等を把握し、利用実態を整理すること。

② 類似事例調査

高速道路インターチェンジ周辺において交通結節点機能の強化を行った事例を3事例程度抽出し、調査を行うこと。

調査にあたっては、バス停機能の拡充、待合環境の整備、送迎車両の動線計画、観光案内機能及び二次交通との連携等を中心に整理し、必要に応じてヒアリング調査を実施すること。

③ 調査分析及び方向性の整理

利用者調査及び事例調査の結果を踏まえ、洲本 IC 周辺における安全性、利便性、観光案内機

能、インバウンド対応及び二次交通との接続等の観点から課題を整理すること。

また、将来的な利用需要も踏まえ、交通結節点としての機能強化に向けた整備の方向性を取りまとめること。機能強化に係る施策について、短期・中期・長期の視点から優先順位を設定し、実施ロードマップを作成すること。

（３）地域協議会開催支援

宿泊税、洲本 IC についての協議や洲本市における観光振興を目的とした、地域内の観光事業者、交通事業者等で構成する協議会の開催を支援すること。

なお、協議会は契約期間内に２回程度開催することを想定する。

① 協議会資料作成支援

市の指示に基づき、協議会開催に必要な資料の作成支援を行うこと。

② 協議会開催支援

協議会参加者（２０名以内で参加者は市が選定する）との日程調整、開催案内、会場準備、資料印刷等の運営支援を行うこと。会場は市が指定する場所を使用するものとし、会場使用料の取扱いについては別途協議する。

③ 議事録作成及び論点整理

協議会終了後は議事録を作成するとともに、協議会で出された意見や課題を整理し、今後の検討に活用できる資料として取りまとめること。

４．提案事項

提案者は、本業務の趣旨及び目的を踏まえ、以下の事項について具体的に提案すること。

- （１）宿泊税制度に関する事例調査、アンケート調査及びヒアリング調査の実施手法
- （２）宿泊税制度の効果・メリット及び課題・デメリットを客観的に分析する手法
- （３）宿泊事業者及び住民への説明資料として活用可能な成果の取りまとめ手法
- （４）宿泊税制度に関する論点整理及び政策判断に活用できる基礎資料作成手法
- （５）洲本 IC 周辺機能強化に向けた利用者調査、事例調査及び分析手法
- （６）地域協議会の効果的な運営支援手法
- （７）本業務の目的達成に資する独自提案

※以下に例を示します

デジタルアンケート活用、GIS 分析

人流データ分析、交通結節点の将来需要予測

宿泊税シミュレーションの手法

5. 成果品

(1) 業務報告書

本業務の実施内容及び結果を取りまとめた報告書 一式

(2) 宿泊税検討基礎資料

宿泊税制度に関する事例調査結果、宿泊事業者意向調査結果、制度導入による効果・メリット及び課題・デメリット、税収使途の考え方、今後の検討論点等を整理した資料 一式

なお、今後の政策判断及び住民や宿泊事業者等への説明資料として活用できる内容とすること。

(3) 洲本 IC 周辺機能強化検討資料

利用者調査結果、事例調査結果、課題整理及び機能強化の方向性を取りまとめた資料 一式

(4) 協議会資料等

協議会（2 回程度開催予定）に係る資料、議事録及び論点整理資料 一式

(5) 電子データ

上記成果品の電子データ（Word、Excel、PowerPoint 及び PDF 形式） 一式

6. 特記事項

本業務における宿泊税に関する調査及び分析は、制度導入を前提とするものではなく、制度導入による効果及び課題の双方を客観的に整理し、今後の政策判断に必要な基礎資料を作成することを目的とする。

成果品については、今後の政策判断に活用できる内容であるとともに、住民及び宿泊事業者等への説明資料としても活用できる内容とすること。

なお、各調査の対象及び実施方法並びに協議会の詳細な運営方法については、市と協議のうえ決定するものとする。

7. その他留意事項

本業務に係る成果物等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。また本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。

業務完了検査の結果、成果物に瑕疵（契約不適合）が発見された場合は、受託者は本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。

本業務において、疑義が生じた場合及び仕様書に定めのない事項については、その都度委託者と協議を行うものとする。